

# 港区新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のしおり

港区保健福祉支援部  
生活福祉調整課自立支援担当

令和4年3月1日作成

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金とは

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、すでに総合支援資金の貸付が終了するなど、生活に困窮している世帯に対して、就労による自立を支援するために支給するものです。

### (1) 支給額（月額）

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人以上世帯
支給額	60,000円	80,000円	100,000円

(2) 支給期間 最長3か月（一定の条件により3か月の再支給が可能）

(3) 支給方法 申請者から指定された金融機関の口座へ振込

(4) 申請期限 令和4年6月30日（当日消印有効）

## 支援を受けるには、次のような要件があります

以下の（1）から（9）のいずれにも該当する方に対して支給します。

### (1) 緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の貸付等を利用できないこと

- ・ 社会福祉協議会による総合支援資金の再貸付が終了した世帯/申請日の属する月が総合支援資金の再貸付の最終借入月である世帯
- ・ 社会福祉協議会による総合支援資金の再貸付が不決定となった世帯
- ・ 社会福祉協議会に総合支援資金の再貸付を申請するために自立相談支援機関へ相談をしたものの、再貸付の申請ができなかった世帯
- ・ 社会福祉協議会による緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了した世帯/申請日の属する月が緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の最終借入月である世帯（令和4年1月以降に申請する場合があります。）

### (2) 生計維持について

申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること

### (3) 世帯収入について

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入<sup>\*</sup>の合計額が、次頁①+②の合計額を超えないこと。ただし、未成年かつ就学中の子の収入は含みません。

<sup>\*</sup>収入には、定期的に支給される年金、養育費、児童手当等の公的給付を含みます。

<sup>\*</sup>給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし、交通費支給額を除く）。

※自営業・フリーランスの場合、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）。

- ① 住民税均等割が非課税となる収入額の1/12（基準額）
- ② 生活保護における住宅扶助基準額（住宅扶助基準額）

世帯人数	① 基準額		② 住宅扶助基準額	合計額
1人	84,000円	+	69,800円	153,800円
2人	130,000円	+	75,000円	205,000円
3人	172,000円	+	81,000円	253,000円
4人	214,000円	+	86,000円	300,000円
5人	255,000円	+	91,000円	346,000円
6人	297,000円	+	91,000円	388,000円
7人	334,000円	+	97,000円	431,000円

(4) 資産について

資産が上記(3)①の6倍（ただし100万円を超えるときは100万円）以下であること

世帯人数	基準額		金融資産額
1人	84,000円	×6	504,000円
2人	130,000円	×6	780,000円
3人	172,000円	×6	1,000,000円
4人	214,000円	×6	1,000,000円
5人	255,000円	×6	1,000,000円
6人	297,000円	×6	1,000,000円
7人	334,000円	×6	1,000,000円

(5) 求職活動について

今後の生活の自立に向けて、以下のすべての活動を行うこと

- ① 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
  - ア 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
  - イ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
  - ウ 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

(6) 職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する方が受給していないこと

(7) 生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する方が受給していないこと

(8) 偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行っていないこと

(9) 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

## 申請をするために必要なもの

- ① 港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（第1号様式）
- ② 港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給確認書（第2号様式）
- ③ 住民票の写し（世帯全員分）※マイナンバーの記載のないもの
- ④ 確認書類（以下のア、イのいずれかの書類を用意してください。）

### ア 総合支援資金の再貸付に関する書類（総合支援資金の再貸付まで申請した方）

#### ■再貸付が終了したまたは最終借入月である方

- ・ 再貸付の借用書（控）の写し（または、再貸付の貸付決定通知書の写し）及び再貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し  
上記書類が用意できない場合は、「再貸付不承認・過去借入状況申告書（参考様式1）」

#### ■社会福祉協議会に再貸付の申請をしたが、不決定となった方

- ・ 再貸付の不承認通知の写し  
「再貸付の不承認通知の写し」が用意できない場合は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳等の写し及び「再貸付不承認・過去借入状況申告書（参考様式1）」

#### ■再貸付の申請のために必要な自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった方

- ・ 「再貸付不承認・過去借入状況申告書（参考様式1）」及びこれまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し

### イ 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付に関する書類（総合支援資金の再貸付を申請していない方）令和4年1月以降に申請する場合に限り

#### ■緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了したまたは最終借入月である方

- ・ 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書（控）の写し（または、初回貸付の貸付決定通知書の写し）及び初回貸付の振込がわかる金融機関の通帳等の写し

## ⑤ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある方について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

例）給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格証明書、年金手帳、その他各種福祉手帳

※毎月の収入に変動がある場合は、直近3か月間の収入が確認できる書類の写しをご提出ください。

※複数の月に係る金額が一括で支給される給付等（年金・児童手当など）については、月額で算定するため、申請日の属する月以前であっても、該当する収入が確認できる書類の写しをご提出ください。

## ⑥ 金融資産関係書類

- 申請者及びその同一の世帯に属する方の金融機関の預貯金通帳又は残高証明の写し
- ・ 2人以上の世帯の場合は、必ず全員の分をご提出ください。
  - ・ 休眠口座・ネットバンクを含むすべての口座が対象です。
  - ・ 必ず申請日の直近で記帳してください。

## ⑦ 振込口座関係書類

金融機関の通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる部分）

## ⑧ 生活保護を申請した場合は、受領印のある生活保護申請書の写し

# 申請から決定まで

## (1) 港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給申請

必要書類を添えて、申請書を下記の【申請書提出先】へ郵送で提出してください。

### 【申請書提出先】

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当

港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 担当 宛て

郵送の際は、切手不要の「料金受取人払」を利用できます。受取人払封筒の様式は港区ホームページからダウンロードできます。

## (2) 審査・決定

### ・支給が決定した場合

「港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書」を郵送により交付します。あわせて「求職活動等状況報告書」、「職業相談確認票」、「常用就職活動状況報告書」の用紙を郵送により配布します。

### ・不支給が決定した場合

「港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書」を郵送により交付します。

## (3) 振込

支給が決定した場合、振込日は決定通知書に合わせてお知らせします。

# 支給中に常用就職した場合は届出が必要です

(1) 支給決定後、常用就職した場合は、「常用就職届」を港区生活福祉調整課へ提出してください。

(2) 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、港区生活福祉調整課に毎月提出してください。

「常用就職」とは、雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもので、正社員及び非正規社員を問わず、同一事業所等で長期間勤務を継続する就業形態を指し、アルバイト、パート等も含まれます。

## 一定の条件を満たせば、再支給の申請ができます

次の(1)及び(2)の要件を満たす港区に住民登録をしている世帯で、かつ収入要件、資産要件、求職活動要件等を満たす世帯(生活保護受給中の世帯は除きます)

収入要件、資産要件等は、1、2ページを参照してください。

(1) 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金(初回)の受給が終了した世帯

(2) 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金(初回)支給決定後、指定したいずれの月も誠実かつ熱心な求職活動を行い、区に求職活動に関する報告をした世帯

### ※求職活動要件

今後の生活の自立に向けて、以下のいずれかの活動を行うこと

公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

ア 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

イ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける

ウ 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

※初回の自立支援金受給以降、港区外に転居した方は、転居先の自治体に申請してください。

申請期間：初回の自立支援金受給期間の最終月から令和4年6月30日まで

## 再支給の申請をするために必要なもの

- ① 港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書(第10号様式)
- ② 港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給確認書(第11号様式)
- ③ 住民票の写し(世帯全員分) ※マイナンバーの記載のないもの
- ④ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

例) 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格証明書、年金手帳、その他各種福祉手帳

※毎月の収入に変動がある場合は、直近3か月間の収入が確認できる書類の写しをご提出ください。

※複数の月に係る金額が一括で支給される給付等(年金・児童手当など)については、月額で算定するため、申請日の属する月以前であっても、該当する収入が確認できる書類の写しをご提出ください。

### ⑤ 金融資産関係書類

申請者、申請者と同一世帯に属する方の金融機関の預貯金通帳又は残高証明の写し

- ・ 2人以上の世帯の場合は、必ず全員の分をご提出ください。
- ・ 休眠口座・ネットバンクを含むすべての口座が対象です。
- ・ 必ず申請日の直近で記帳してください。

- ⑥ 振込口座関係書類（初回支給時と異なる口座への振込を希望する方のみ）  
金融機関の通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる部分）
- ⑦ 港区外から転入した方は、転入前の自治体から送付された生活困窮者自立支援金支給決定通知のコピーと受給状況がわかる預貯金通帳の写し
- ⑧ 生活保護を申請した場合は、受領印のある生活保護申請書の写し

## 支給を中止する場合があります

- (1) 受給者が、受給中に求職活動等要件を満たしていないことが判明した場合、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
- (2) 受給者が、常用就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止します。
- (3) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、直ちに支給を中止します。
- (4) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止します。
- (5) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する方が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止します。
- (6) 受給者が生活保護費を受給した場合は、福祉事務所と調整し、支給を中止します。
- (7) 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止します。
- (8) 受給者が偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行ったことが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- (9) 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止します。
- (10) 支給を中止する場合には、「港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書」を交付します。

### 【お問い合わせ先】

港区生活困窮者自立支援金専用コールセンター

電話 0120-170-166

受付時間：月曜から金曜 午前9時から午後5時（祝日を除く）